

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月10日

【四半期会計期間】 第151期第1四半期
(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 レンゴー株式会社

【英訳名】 Rengo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 大坪 清

【本店の所在の場所】 大阪市福島区大開四丁目1番186号
(上記の住所は登記上のものであり、実際の業務は下記の場
所で行っている。)
大阪市北区中之島二丁目2番7号 中之島セントラルタワー

【電話番号】 06(6223)2371(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員
経理本部長兼財務・IR部長 岡野 幸男

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【電話番号】 03(6716)7300(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 広報部長 後藤 光行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第150期第1四半期 連結累計期間	第151期第1四半期 連結累計期間	第150期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	146,148	159,593	605,712
経常利益 (百万円)	5,487	9,763	23,168
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,432	6,571	16,622
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	5,257	5,699	25,161
純資産額 (百万円)	245,545	266,577	262,580
総資産額 (百万円)	705,225	742,466	747,700
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	13.86	26.54	67.14
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	33.8	34.9	34.1

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動もない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間の連結業績については、平成29年から取り組んできた製品価格の改定や連結子会社の増加に伴い増収となった。利益面では、燃料価格等の上昇によるコスト増はあるものの、板紙・紙加工関連事業における製品価格の改定や原料価格が前年を下回っていることにより、前年同期に比べ増益となった。この結果、売上高159,593百万円(前年同期比9.2%増)、営業利益9,001百万円(同89.9%増)、経常利益9,763百万円(同77.9%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益6,571百万円(同91.5%増)となった。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

板紙・紙加工関連事業

板紙・紙加工関連事業については、燃料価格の上昇等によるコスト増はあるものの、製品価格の改定や原料価格が前年を下回っていることにより、増収増益となった。

この結果、当セグメントの売上高は104,905百万円(同8.1%増)、営業利益は6,126百万円(同181.9%増)となった。

軟包装関連事業

軟包装関連事業については、コンビニエンスストア向けを中心に需要は増加したものの、原料価格の上昇等により、増収減益となった。

この結果、当セグメントの売上高は18,342百万円(同8.4%増)、営業利益は682百万円(同40.4%減)となった。

重包装関連事業

重包装関連事業については、樹脂製品の販売量が増加したことにより、増収増益となった。

この結果、当セグメントの売上高は10,341百万円(同8.6%増)、営業利益は552百万円(同4.5%増)となった。

海外関連事業

海外関連事業については、連結子会社が増加したことに加え、段ボール事業が堅調に推移したことにより、増収増益となった。

この結果、当セグメントの売上高は17,784百万円(同22.5%増)、営業利益は931百万円(同117.5%増)となった。

その他の事業

その他の事業については、運送事業の採算改善等により、増収増益となった。

この結果、当セグメントの売上高は8,219百万円(同1.2%増)、営業利益は649百万円(同59.5%増)となった。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、主に現金及び預金の減少や有形固定資産の減少により、742,466百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,234百万円減少した。

負債は、主に長短借入金の減少や仕入債務の減少により475,888百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,231百万円減少した。

純資産は、主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加により、266,577百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,997百万円増加した。

この結果、自己資本比率は34.9%となり、前連結会計年度末に比べ0.8ポイント上昇している。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりである。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくない。また、当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社のステークホルダーに与える影響や大規模買付者の経営方針や事業計画等によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できない。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

2. 基本方針に関する取組みの具体的な内容の概要

) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、実施している。

・製紙事業については、競争力強化のための事業分野の選択と集中を図り、生産体制の再構築を進めるとともに、生産性の向上、省資源・省エネルギー等に資する設備投資を実施している。

- ・段ボール、紙器、軟包装事業については、個装から内装、外装にいたるパッケージの一体的な営業推進による受注拡大を目指し、段ボール、紙器、軟包装の連携を強化している。また、グループ全体での営業力の強化、生産体制の再構築を進めるため、各地域事業部を中心にグループ会社との連携を強化し、地域ごとのニーズを的確に把握し迅速に対応している。さらに、効率的な工場運営に加え、企画・デザイン等による営業支援体制の拡充により、品質とサービスを一層向上させ、より付加価値の高いパッケージづくりを追求することで競争力を高めている。
- ・重包装事業については、他の事業分野との連携をさらに進め、お客様の多様なニーズに的確に応えらるとともに、より一層の生産性の向上、コスト競争力の強化を図っている。
- ・海外事業については、長年にわたって培ってきたトップレベルの包装技術を活かし、お客様の包装ニーズに応えらるとともに、進出地域の包装文化と経済発展にも貢献している。
- ・当社グループは、「ゼネラル・パッケージング・インダストリー」= G P I レンゴーとして、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の6つのコア事業を中心に、より広範な領域でパッケージングに関する総合力を高め、開発・提案型の営業推進による受注拡大、コスト競争力向上、財務体質強化に取り組んでいる。
- ・“Less is more.”をパッケージづくりのコンセプトとして掲げ、製品と生産プロセスの両面でより少ない資源・エネルギー化を徹底し環境負荷の低減を図るとともに、より高品質で付加価値が高く、社会のさまざまな課題の解決に資するパッケージの開発を推進している。

) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」という。)に基づき大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」という。)を定めている。

大規模買付ルールとは、グループとしての議決権割合が20%以上となるような大規模買付行為を行おうとする者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に限り大規模買付行為が開始される、というものである。

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報の提供を求める。当社取締役会は、適宜外部専門家等の助言を得ながら、かかる情報を評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、開示する(株主へ代替案を提示することもある。)

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下、「対抗措置」という。)等を取り、大規模買付行為に対抗する場合等がある。

一方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合等で大規模買付ルール所定の要件を充足する場合には、当社取締役会は、差別的条件付新株予約権の無償割当てを含む対抗措置をとることがある。

当社は、本対応方針において、大規模買付行為が発動事由に該当するか否か、および大規模買付行為に対し一定の対抗措置をとるか否か等についての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置している。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会からの勧告を受け、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かを最終的に判断する。また、当社取締役会は、本対応方針所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の意思を確認することができるものとする。

本対応方針の有効期間は、3年間である。

3. 取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

2.) の取組みについて

2.) の取組みは、いずれも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものである。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がない。

2.) の取組みについて

本対応方針は、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものといえる。

- ・本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足している。
- ・本対応方針は、株主が大規模買付行為の是非を判断するために十分な期間・情報を確保し、もって当社企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する買付けが行われることを防止すること等を内容とするものであるため、基本方針に沿うものである。
- ・本対応方針においては、当社経営陣から独立した社外者により構成された独立委員会が設置されており、大規模買付者に対する対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしているので、当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組みが備わっているものである。

- ・本対応方針は、平成28年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の承認を得て更新されたものである。また、本対応方針の有効期間は3年間としており、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止される。さらに、本対応方針においては、一定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の意思を確認することができるものとしている。以上のような点から、本対応方針は、株主の意思を重視するものであるといえる。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は378百万円である。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	271,056,029	271,056,029	東京証券取引所 (市場第一部)	一単元(100株)
計	271,056,029	271,056,029		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日		271,056		31,066		33,997

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成30年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,463,100		一単元(100株)
	(相互保有株式) 普通株式 56,300		一単元(100株)
完全議決権株式(その他)	普通株式 247,237,300	2,472,373	一単元(100株)
単元未満株式	普通株式 299,329		一単元(100株)未満株式
発行済株式総数	271,056,029		
総株主の議決権		2,472,373	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」の欄の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,800株(議決権18個)および8株含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、下記の株式が含まれている。

相互保有株式	
大津製函(株)	12株
(株)斎藤英次商店	31株
大陽紙業(株)	68株

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) レンゴー(株)	大阪市福島区大開 4-1-186	23,463,100		23,463,100	8.65
(相互保有株式) 大津製函(株)	滋賀県大津市玉野浦 5-29	12,600		12,600	0.00
(株)斎藤英次商店	千葉県柏市柏6-1-1 流鉄柏ビル3F	900		900	0.00
(株)堺商店	和歌山県有田市星尾216	10,000		10,000	0.00
大陽紙業(株)	大阪府守口市佐太中町 6-18-1	12,800		12,800	0.00
日段(株)	鳥取県鳥取市古海531	20,000		20,000	0.00
計		23,519,400		23,519,400	8.67

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)および第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,108	25,071
受取手形及び売掛金	² 185,145	² 187,351
商品及び製品	21,823	22,605
仕掛品	3,255	3,732
原材料及び貯蔵品	20,836	19,478
その他	6,538	6,396
貸倒引当金	646	702
流動資産合計	265,062	263,934
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	228,548	228,536
減価償却累計額	144,153	144,804
建物及び構築物(純額)	84,394	83,732
機械装置及び運搬具	474,597	475,077
減価償却累計額	371,231	373,444
機械装置及び運搬具(純額)	103,365	101,633
土地	107,374	107,059
建設仮勘定	6,334	6,797
その他	29,044	29,014
減価償却累計額	20,806	20,881
その他(純額)	8,237	8,132
有形固定資産合計	309,706	307,354
無形固定資産		
のれん	³ 9,723	³ 8,774
その他	14,097	13,129
無形固定資産合計	23,821	21,903
投資その他の資産		
投資有価証券	126,687	127,492
長期貸付金	1,008	982
退職給付に係る資産	2,808	2,830
繰延税金資産	1,532	1,263
その他	18,060	17,688
貸倒引当金	987	983
投資その他の資産合計	149,110	149,273
固定資産合計	482,637	478,531
資産合計	747,700	742,466

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 111,837	2 109,071
短期借入金	116,948	113,994
1年内償還予定の社債	5,025	5,025
未払費用	23,029	20,592
未払法人税等	3,417	1,721
役員賞与引当金	172	-
その他	28,392	28,952
流動負債合計	288,823	279,357
固定負債		
社債	60,010	60,010
長期借入金	99,081	97,800
繰延税金負債	17,633	19,323
役員退職慰労引当金	942	919
退職給付に係る負債	12,061	12,071
その他	6,567	6,405
固定負債合計	196,295	196,530
負債合計	485,119	475,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,066	31,066
資本剰余金	33,586	33,585
利益剰余金	155,268	160,353
自己株式	11,940	11,940
株主資本合計	207,980	213,064
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	34,322	36,728
為替換算調整勘定	10,620	7,225
退職給付に係る調整累計額	2,091	2,046
その他の包括利益累計額合計	47,034	46,000
非支配株主持分	7,565	7,512
純資産合計	262,580	266,577
負債純資産合計	747,700	742,466

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	146,148	159,593
売上原価	121,231	129,556
売上総利益	24,916	30,036
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	4,554	4,897
給料及び手当	5,930	6,165
のれん償却額	405	400
その他	9,286	9,571
販売費及び一般管理費合計	20,176	21,035
営業利益	4,739	9,001
営業外収益		
受取利息	91	96
受取配当金	787	836
持分法による投資利益	456	381
その他	464	450
営業外収益合計	1,799	1,765
営業外費用		
支払利息	405	387
その他	646	615
営業外費用合計	1,051	1,002
経常利益	5,487	9,763
特別利益		
固定資産売却益	151	16
投資有価証券売却益	0	10
受取保険金	294	-
その他	0	1
特別利益合計	445	27
特別損失		
工場閉鎖損失	-	82
その他	107	137
特別損失合計	107	219
税金等調整前四半期純利益	5,825	9,571
法人税、住民税及び事業税	1,355	1,746
法人税等調整額	847	1,035
法人税等合計	2,203	2,781
四半期純利益	3,621	6,790
非支配株主に帰属する四半期純利益	189	219
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,432	6,571

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	3,621	6,790
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,079	2,460
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	1,701	1,956
退職給付に係る調整額	44	47
持分法適用会社に対する持分相当額	697	1,547
その他の包括利益合計	1,635	1,090
四半期包括利益	5,257	5,699
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,131	5,537
非支配株主に係る四半期包括利益	125	162

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) トライウォール・ルーマニア社については、新たに設立したため当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めている。 広東聯合包装有限公司については、出資持分を譲渡したことにより当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。 トライウォール・ミドルイースト社については、清算結了したため当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務の内訳は次のとおりである。

(1) 受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形割引高	20百万円	10百万円
受取手形裏書譲渡高	115百万円	210百万円

(2) 下記の会社の銀行借入金等につき債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
中山聯合鴻興造紙有限公司	1,482百万円	1,378百万円
豊川包装工業(株)	94百万円	94百万円
津山段ボール(株)	10百万円	8百万円
パルテック(アジア)社	1百万円	1百万円
合計	1,588百万円	1,483百万円

(注) 前連結会計年度の中山聯合鴻興造紙有限公司の借入金に対する債務保証のうち870百万円については、当社の保証に対し、他社から再保証を受けている。また、当第1四半期連結会計期間の中山聯合鴻興造紙有限公司の借入金に対する債務保証のうち809百万円については、当社の保証に対し、他社から再保証を受けている。

(3) (前連結会計年度)

従業員の住宅建設資金の借入金1百万円につき、三井住友信託銀行(株)に債務保証を行っている。

(当第1四半期連結会計期間)

従業員の住宅建設資金の借入金1百万円につき、三井住友信託銀行(株)に債務保証を行っている。

- 2 四半期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であるため、次のとおり四半期末日満期手形が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	3,531百万円	2,642百万円
支払手形	2,167百万円	1,888百万円

3 のれんおよび負ののれんの表示

のれんおよび負ののれんは、相殺表示している。相殺前の金額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
のれん	9,895百万円	8,922百万円
負ののれん	172百万円	147百万円
差引	9,723百万円	8,774百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)、のれんの償却額および負ののれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	7,194百万円	7,630百万円
のれんの償却額	405百万円	400百万円
負ののれんの償却額	11百万円	10百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,485	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,485	6.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

- 2 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

	報告セグメント					その他 1 (百万円)	調整額 2 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 3 (百万円)
	板紙・ 紙加工 関連事業 (百万円)	軟包装 関連事業 (百万円)	重包装 関連事業 (百万円)	海外 関連事業 (百万円)	計 (百万円)			
売上高								
外部顧客 への売上高	97,061	16,918	9,525	14,522	138,027	8,120		146,148
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	385	66	598	1,038	2,089	6,110	8,199	
計	97,447	16,984	10,123	15,561	140,116	14,230	8,199	146,148
セグメント利益	2,173	1,144	528	428	4,274	407	57	4,739

- 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内における不織布、紙器機械の製造・販売、運送事業、保険代理業、リース業および不動産業を含んでいる。
- 2 セグメント利益の調整額57百万円は、セグメント間取引消去である。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

	報告セグメント					その他 1 (百万円)	調整額 2 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 3 (百万円)
	板紙・ 紙加工 関連事業 (百万円)	軟包装 関連事業 (百万円)	重包装 関連事業 (百万円)	海外 関連事業 (百万円)	計 (百万円)			
売上高								
外部顧客 への売上高	104,905	18,342	10,341	17,784	151,373	8,219		159,593
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	452	37	613	1,072	2,177	6,824	9,001	
計	105,358	18,379	10,955	18,857	153,550	15,044	9,001	159,593
セグメント利益	6,126	682	552	931	8,293	649	57	9,001

- 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内における不織布、紙器機械の製造・販売、運送事業、保険代理業、リース業および不動産業を含んでいる。
- 2 セグメント利益の調整額57百万円は、セグメント間取引消去である。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、次のとおりである。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益	13円86銭	26円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,432百万円	6,571百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益	3,432百万円	6,571百万円
普通株式の期中平均株式数	247,597千株	247,592千株

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

平成30年 5 月11日開催の取締役会において、剰余金の配当に関し、次のとおり決議した。

- (1) 配当金の総額 1,485百万円
- (2) 1 株当たりの金額 6 円00銭
- (3) 効力発生日 平成30年 6 月29日

(注) 平成30年 3 月31日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月10日

レンゴー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 一 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城 戸 達 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 武 浩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレンゴー株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レンゴー株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。